

■2020年度A日程早期卒業者特別入試法律科目試験 「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

放火の既遂時期、放火に際しての現住性の認識の錯誤、中止犯の成否といった点が問題となる。

【解説】

まず、XによるAの腹部の刺突行為を殺人の実行行為として評価することに異論はないと思われる。その後のXの放火行為については、自宅に放火するつもりで媒介物たるカーテンに点火しており、建造物放火の実行の着手と評価しうるが、問題は「現住性」の有無である。本問でXはAが「死亡した」と思い込んだ後に放火を実行しているために、本人は109条2項の自己所有の非現住建造物への放火との認識を有しているが、実際にはAはまだ存命であったために、客観的には現住建造物への放火が行われている。したがって、異なる構成要件にまたがる錯誤、いわゆる抽象的事実の錯誤の処理が問題となる。

また、Xが直接点火したのは防火性のカーテンであり、壁も不燃性のものであったことから、結果的にはそれらの一部が炭化したにとどまっている。このような場合、独立燃焼説等の立場から建造物が独立燃焼していないとして建造物放火罪の既遂を認めない余地もありうる。いずれにしても本事案が放火としての「焼損」段階に至っているか否かを明確にしなければならない。

また、Xは途中で我に返り、Bに助けを求めて犯行を止めていることから、中止犯の成否も問題となりうる。したがって、任意性要件と中止行為が存在したかにつき検討が必要であるが、これについては例えばXが医師に対して虚偽の説明を行なったことをどのように評価するかといった点が問題となりうる。

以 上